

10月は「土地月間」です

平成26年度 地価調査結果について

◇地価調査とは

地価調査とは、県内全市町村を対象として、各地域で基準となる土地（これを基準地といいます）を選んで、そのとおりです。

一定面積以上の土地取引には届出が必要です

※一定面積とは？

（届出の必要な土地取引）

【例】

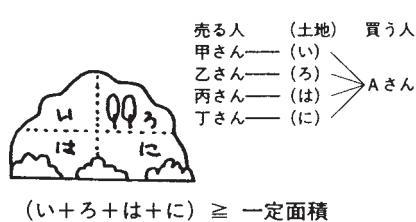
- (1) 都市計画区域
5,000m²以上
(5反歩)



- (2) 都市計画区域以外の区域
10,000m²以上
(1町歩)



9月18日に県から平成26年度地価調査結果が公表されました。本町に関するものは次



一回の土地取引についても届出が必要です。

【届出が必要な取引】

- ◆売買、交換
- ◆営業譲渡
- ◆譲渡担保
- ◆代物弁済
- ◆共有持分の譲渡
- ◆地上権、賃借権の設定、譲渡
- ◆予約完結権、買戻権などの譲渡

※契約後2週間以内に届出しましょう。

1. 対前年度変動率 (%)

	住宅地	商業地	工業地	全用途
山形県平均	△1.7	△2.4	△2.3	△2.0
白鷹町平均	△1.8	△2.8	△3.4	△2.5

2. 白鷹町基準地価格

基準地の所在	今年価格 (円/m ²)	前年価格 (円/m ²)	変動率 (%)
大字十王字本宿2934番1(本宿7町内)	7,260	7,370	△1.5
大字鮎貝字八幡4 外3筆(新野医院付近)	7,050	7,200	△2.1
大字鮎貝字内町二3284番4 外1筆(内町通り中央)	10,500	10,800	△2.8
大字鮎貝字神明六2886番2 外3筆(マルハニチロ食品付近)	7,150	7,400	△3.4

ます。皆さんのが近なところにあります。地価調査の基準地は、さ

うで、土地売買のときには、まず地価調査価格を調べましょう

れるもので、適正な地価の形成に大きな役割を果たしています。

・ 地方公共団体等が公共用地等を買収する場合の基準とされるほか、国土利用計画法に基づいて土地売買の届出がされた土地の取引価格の審査・分析をするときの基準ともさ

れで、土地を売買する際の目安にしていただきます。

また、地価調査価格は、国・地方公共団体等が公共用地等を買収する場合の基準とされるほか、国土利用計画法に基づいて土地売買の届出がされた土地の取引価格の審査・分析をするときの基準ともさ

れで、土地を売買する際の目安にしていただきます。

また、地価調査価格は、国・地方公共団体等が公共用地等を買収する場合の基準とされるほか、国土利用計画法に基づいて土地売買の届出がされた土地の取引価格の審査・分析をするときの基準ともさ

なお、地価調査価格は、7月1日現在の価格ですので、その後の地価動向も考慮する必要があります。

◇地価調査結果は、役場で簡単に閲覧できます

地価調査の基準地価格、基準地が接する道路の種類・幅員、基準地の周辺の土地利用状況などを詳しく記載した地価調査の関係書面は、役場及び県庁で、だれでも簡単に閲覧できるようになっています。また、県のホームページでその内容を公開しています。